

## 電気自動車充電設備導入補助金 交付申請時点の提出書類チェックシート

各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、氏名を本人が自署する場合は押印不要です。自署又は押印がない場合は、本人確認書類等による確認が必要になります。

法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者氏名を記入し、代表者印の押印が必要です。

提出書類は、チェックシートの 順に上から並べて提出してください。

以下の表内において、「法人」とは、リース事業者、管理組合法人を含みます。

	提出書類
1	相模原市電気自動車充電設備導入補助金交付申請書（第1号様式）
2	補助事業等計画書（第2号様式）
3	収支予算書（第3号様式）
4	補助金等概要調書（第4号様式）
5	補助申請に係る誓約書及び同意書（第5号様式）
6	集合住宅又は商業施設等であることがわかる書類の写し ・建築確認通知書 ・建築基準法第6条に基づく確認済証 ・建築基準法第7条に基づく検査済証
7	申請者の確認書類 (法人の場合) 申請日より3か月以内に発行された履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (個人、個人事業者又は法人格をもたない管理組合の代表者の場合) 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード(表面)いずれかの写し
8	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者の確認書類として、賃借者に係る上記 7に掲げる書類
9	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者に係る市税の滞納がないことの誓約書（第6号様式）
10	【申請者がリース事業者の場合】 賃借者に係る暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第7号様式)
11	【申請者が法人の場合】 役員等氏名一覧表（第8号様式）
12	【リース事業における賃借者が法人の場合】 役員等氏名一覧表（第8号様式）
13	【法人格をもたない管理組合が管理する集合住宅の場合】 現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類(議事録等)の写し 書類の作成日、代表者を選定した会合の開催日、選定された代表者の氏名、

	共同住宅の名称が確認できること
14	【申請者が個人、法人及び個人事業者の場合】 相模原市の税務部門が発行する未納の税額がないことの証明(ただし、市外在住の個人事業者で、相模原市からの課税がないために、相模原市が当該証明を発行できない場合は提出不要)
15	充電設備の設備費の経費が確認できる見積書等
16	【申請者がリース事業者の場合】 予定貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)
17	充電設備を設置する土地の登記事項証明書 20の様式を提出する場合は提出不要
18	【申請者と充電設備の設置場所の土地所有者が異なる場合】 土地の利用及び充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの 土地の登記事項証明書の「権利部(甲区)」に登記名義人として記載されている者全員分必要 20の様式を提出する場合は提出不要
19	【賃貸により、集合住宅に居住する個人又は法人が充電設備を設置する場合】 集合住宅の所有権を有する者の同意書又はこれに代わるもの 集合住宅の所有権を有する者全員分必要
20	充電設備の設置に関する住民総会での決議を証する書類(議事録等)又は理事会で合意されたことを証する書類のいずれかの写し 書類の作成日、住民総会の開催日、充電設備の設置が承認されたこと、共同住宅の名称、設置期間5年以上の記載がされていること、充電設備の設置が承認された住民総会の開催日が確認できること
21	充電設備の仕様が確認できるもの 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象充電設備型式一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷したもの
22	充電設備の仕様が確認できるもの メーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書の写し
23	【経済産業省が実施する補助金を申請している場合】 補助金の申請年度に募集している経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」への申請内容が分かる書類
24	【神奈川県が実施する補助金を申請している場合】 補助金の申請年度に募集している神奈川県が実施する「EV急速充電設備整備費補助金」又は「EV普通充電設備整備費補助金」への申請内容が分かる書類